

【補註15】Sumbha (スンバ国)

[1] Sumbha なる地名は、パーリ聖典の *SN.046-030* (vol. V p.089)、*SN.047-019* (vol. V p.168)、*SN.047-020* (vol. V p.169) の3経に見いだされるのみである。この3つの経は等しく ‘*ekam samayaṃ bhagavā Sumbhesu viha-rati Sedakam (Setakam) nāma Sumbhānam nigamo*’ とするが、この中に含まれる Sedaka ないしは Setaka という地名もここにしか現れない⁽¹⁾。なお Sumbha は ‘Sumbhesu’ あるいは ‘Sumbhānam’ と複数形で表されるから、「モノグラフ」第13号に掲載した【論文15】「パーリ仏典にみる *janapada* と *raṭṭha*」に書いたように、複数の町や村を含む「国」を表すものと解釈される。

(1) 「皮革鞆度」において中央と辺地の境目として南方の *Setakaṇṇika* が上げられるが、これはまったく別の地名であろう。

[2] ところでこれらの漢訳の対応経であるが、*SN.046-030* にはそれが見いだされませんが、*SN.047-019* の対応経は『雑阿含』619 (大正02 p.173中)、*SN.047-020* の対応経は『雑阿含』623 (大正02 p.174中) である。

しかし前者は「一時佛在拘薩羅人間遊行於私伽陀聚落北身恕林中」とされ、後者は「一時佛住波羅奈仙人住處鹿野苑中」とされているので、Sumbha なる地名は見いだされない。しかしながら前者の「私伽陀聚落」はパーリの ‘Sedaka’ ないしは ‘Se-taka’ に相応するであろう。そうとすれば漢訳では ‘Sedaka’ ないしは ‘Setaka’ という村ないしは町はコーサラ国に属していたことになる。

なお『根本説一切有部律』「菓事」(p.032中)に、世尊が「斯迦底聚落の北にあった勝攝波林」に住された時、頭の上あるいは肩の上に竿を立ててそこに男を上がらせる曲芸をする師弟のことが記されているから、これは *SN.047-019* および『雑阿含』619 に対応する。したがってこの「斯迦底聚落」も ‘Sedaka’ ないしは ‘Setaka’ に相応するわけであるが、残念ながらここにもその所在を示す情報は記されていない。

[3] 以上のようにパーリでは ‘Sedaka’ ないしは ‘Setaka’ という町は Sumbha という国にあったとするのであるが、この Sumbha がどこにあって、どのくらいの規模の国であったかは皆目見当がつかない。一方漢訳の『雑阿含』は ‘Sedaka’ ないしは ‘Setaka’ に相応する「私伽陀」という聚落は拘薩羅国にあったとする。

この両者が共通の情報を残してくれていると仮定するならば、十六大国の中でも有数の大国であったコーサラ国のなかに Sumbha という普通の国があって、そのなかに ‘Sedaka’ ないしは ‘Setaka’ という町があった、ということになるであろう。

[4] ところで *Vinaya* (vol. III p.169) に ‘*sumbhakapattadhara*’ という言葉があり、この中に使われている ‘*sumbhaka*’ は今の Sumbha と関係を有するようにも思われる。これは第9僧残罪に含まれるもので、‘*lohapattadhara*’ ‘*sāṭakapatta-dhara*’ に対応するものとして使われている。前者は「銅鉢を持つ者」、後者は「布鉢を持つ者」の意であり、‘*sumbhaka*’ という語はいかなるパーリ語辞書にも見いだされないが、この *Aṭṭhakathā* (vol. III p.602) は ‘*sumbhakapatta*’ を「自然の粘土の鉢 (*pakatimattikāpatta*)」と解説するから、陶器製の鉢をいうのであろう⁽¹⁾。

そしてこれに相応するサンスクリット語の ‘*sumbhaka pātra*’ は *Mahāvastu* の釈尊が出家を願う弟子たちに善来比丘で具足戒を与える場面の定型句の中にしばしば現れる。例えば舍利弗と目連が出家する場面では、釈尊が「来れ、比丘らよ。如来のもとで梵行を行ぜよ (*etha bhikṣavaḥ caratha tathāgate brahmacaryaṃ*)」と言われると、今までの在家や遊行者を示すすべてのしるしがなくなり、自然に三衣と ‘*sum-bhaka pātra*’ がそなわり、髪の毛が落ち、従来の態度が消えさせて、100年来の比丘ようになった、いうのである (vol. III p.065)。この部分を『仏本行集経』(大正03 p.878上)では、「善来比丘、今来入我自證法中行於梵行、盡諸苦故。作是語已、彼諸比丘自然即得三衣著身、各執瓦鉢、鬚髮自落、状如童兒初剃其髮始經七日」としているから、漢訳者も ‘*sumbhaka pātra*’ を「瓦鉢」すなわち陶器製の鉢と解釈しているわけである。

しかし *Mahāvastu* の英訳者の J. J. Jones はこの ‘*sumbhaka pātra*’ の ‘*sumbha-ka*’ をそのまま残し、‘*sumbhaka bowl*’ と訳し、その注で (vol. III p.067)、「その語源的また正確な意味は知られないが、定型句として現れるのであるから、*kumbhaka* の誤りなどとは解釈できない」とし、またこの言葉はこの *Mahāvastu* 以外には見いだせないともしている。

このように ‘*sumbhakapatta*’ は謎の多い言葉であるが、ここで漢訳の原始聖典の中に見いだされる「蘇摩鉢」という語が思い出される。これは【補註11】の蘇摩国のところで論じたところであるが、ヴェーサーリーとアングッタラーパの間、すなわちヴェーサーリーの東、ガンジス河の北側にあった「蘇摩国」は美しい陶器を産することで有名で、ここで産する鉢が「蘇摩鉢」と呼ばれており、‘*sumbhakapatta*’ はこれに相応するのではないかと考えられる。

しかしそうとすれば、『雑阿含』619 (大正02 p.173中)の Sumbha 国にあったとされる ‘Sedaka’ ないしは ‘Setaka’ をコーサラ国とする情報に反することになるわけである。また蘇摩のところで紹介したように、蘇摩は修摩、芻摩、蘇彌、速摩とも表記されるが、いずれも Sumbha の音写語とは考えにくい。

(1) なおここでは ‘*sāṭakapatta*’ は、「銅鉢に等しい、形のよい、光沢があり、滑らかな、蜜蜂のような色をもつ粘土の鉢」とされているから、こちらの方が美しい土鉢ということになる。

[5] 今のところ、食い違う『雑阿含』619の情報と「蘇摩鉢」の情報を、合理的にうまく解釈することができない。『雑阿含』619の「一時佛在拘薩羅人間遊行於私伽陀聚落北身恕林中」という記述が誤りであるという可能性も強いが、

補 註

とって「仏在処・説処一覧」中の私伽陀聚落を蘇摩国の村として処理することもためられるので、とりあえずは **Sumbha** 国は蘇摩国ではないという処理をして、**Sumbha** 国はコーサラ国に属していたということにして、本資料集の【補2】「コーサラ国」に採録した。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)